

# 就業規則チェックリスト

社会保険労務士 坂口事務所

## □ 就業規則のチェックポイント

チェック

>規則と実態は？	① 勤務時間、賃金など就業規則の決まりは、現場の実態を反映したものになっていますか？	
>退職金	② 企業年金規程など適格退職年金に加入していませんか？ ③ 基本給×支給率のまま、積立不足になっていませんか？	
>残業等	④ サービス残業はありませんか？ 残業規定は合法で合理的だと言えますか？	
>残業手当	⑤ 残業代の計算は合法的ですか？ 残業手当に含めない手当 (家族手当、子女手当、別居手当、住宅手当、通勤手当、臨時的な手当、1ヶ月を超える手当)	
>機密保持等	⑥ 個人情報保護、機密保持、競業禁止の規定はありますか？	
>パート・バイト	⑦ パート社員、アルバイトも雇用契約書か就業規則で労働条件を整備していますか？	
>服務規程・解雇規定 懲戒規定	⑧ 従業員の義務や責任について服務規程、解雇規定、懲戒規定を具体的に整備していますか？	
>契約書・誓約書	⑨ 雇用契約書、誓約書を作成・活用していますか？	
>お知らせ・徹底	⑩ 就業規則やその他の規程を従業員に知らせていますか？	

## □ 主な法改正への対応は？

チェック

>労働時間	① 週44時間→40時間制(平成9年4月) ※例外業種あり	
>年次有給休暇	① 初回付与 1年継続勤務→6ヶ月継続勤務 ② 付与日数の増加 【例】2年6ヶ月以降13日→14日	
>定年制	① 平成10年4月より、60歳以上とすることが義務化 ② 平成18年4月より、65歳までの定年延長又は継続雇用	
>産前・産後	① 多胎妊娠の産前休業が10週間→14週 ② 妊娠中及び出産後の保健指導又は健康診査の時間確保	
>育児休業等	① 平成7年4月より義務化 ② 保育所等が見つからない場合は、満1歳6ヶ月まで延長 ③ 小学校就学前の子の看護休暇の義務	
>介護休業	① 平成11年4月より義務化 ② 休業期間3ヶ月間→93日に(平成17年4月)	
>時間外労働 深夜労働の制限	① 小学校就学前の子と家族を介護する労働者が申請した場合に 時間外労働の上限が月24時間、かつ年150時間に ② 上記労働者が申請した場合には深夜業の制限	
>セクハラ防止対策	① 平成11年4月より職場におけるセクハラ防止の配慮義務	
>退職に関する事項	① 平成16年1月より「解雇の事由」の記載が義務付け	

就業規則の作成、改訂のご相談は坂口事務所へ TEL 0957-25-5532